平成２２年（フ）第１９６５１号
東京都世田谷区松原１丁目57―10―403
債務者　藤原　彰子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６５２号
東京都東村山市萩山町５－６－20―506、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目28―８
債務者　森下　英之
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６５５号
東京都世田谷区北烏山３丁目13―12―206
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６５７号
東京都練馬区春日町４丁目４－２―101
債務者　山下　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６７２号
東京都練馬区光が丘２丁目７－４―306
債務者　中村　納子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４３号
青森市大字幸畑字谷脇214番地７　青森コロニーセンター
債務者　澁谷　光繁
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
青森市小柳４丁目７番１号　市営住宅小柳第１団地５－７
債務者　西村　　登
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４１２号
東京都足立区舎人２丁目16―25
債務者　菅原　君雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２号
静岡市葵区瀬名川２丁目14番43号
債務者　糠谷　容子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５１号
静岡市葵区西瀬名町23番31号
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６４号
静岡市清水区春日２丁目３番８号　セジュール春日１－４号
債務者　光岡もと子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７０号
静岡県榛原郡吉田町川尻2879番地の５
債務者　中西　瑞乃
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８７号
静岡市駿河区小鹿２丁目32－３、外国人登録原票記載事項証明書上の住所静岡県焼津市八楠１丁目２番地の８
債務者　姜　　東烈
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９３号
静岡市清水区下野中３番17号　リュミエールＳ101
債務者　石垣　直美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７００号
静岡市駿河区向敷地1211番地の１　コンフォール１Ｃ号
債務者　磯部　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部